

議第 1 号

監査委員の選任について

本市監査委員として議員のうちから選任する委員に、次の者を選任いたしたいので議会の同意を求める。

令和4年5月20日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	佐 藤 和 雄	

議第 1 号参考

地方自治法（抜粋）

〔監査委員の設置及び定数〕

第 195 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

- ② 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市及び町村にあつては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

〔選任及び兼職の禁止〕

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

- ② 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が 2 人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から 1 を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

- ⑥ 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第 2 項の政令で定める市にあつては 2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあつては 1 人とする。

〔任期〕

第 197 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

三条市監査委員条例（抜粋）

（監査委員の定数）

第 2 条 本市の監査委員の定数は、3 人とする。

専決処分報告について

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、三条市税条例等の一部を改正する条例（令和4年三条市条例第9号）を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年5月19日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本市においてもこれに準じ、三条市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 4 年 3 月 31 日

三条市長 滝 沢 亮

三条市税条例等の一部を改正する条例

(三条市税条例の一部改正)

第1条 三条市税条例(平成17年三条市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第22条の7第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第34条の4第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項

第 2 号ハ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条中第 25 項を第 26 項とし、第 24 項を第 25 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

24 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 10 条の 3 第 8 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 10 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5）」を加える。

（三条市都市計画税条例の一部改正）

第 2 条 三条市都市計画税条例（平成 17 年三条市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改める。

附則第 16 項を附則第 17 項とし、附則第 15 項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項中「附則第 8 項及び第 10 項」を「附則第 9 項及び第 11 項」に、「附則第 8 項及び第 11 項」を「附則第 9 項及び第 12 項」に、「第 11 項及び第 12 項」を「第 10 項、第 12 項及び第 13 項」に、「附則第 11 項から前項まで」を「附則第 12 項から前項まで」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5）」を加え、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項を附則第 8 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合）

7 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三条市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 4 この条例による改正後の三条市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報第 1 号参考

三条市税条例（抜粋）

（寄附金税額控除）

第22条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（第1号から第9号までに掲げるものに関しては、それぞれ県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

（法人の市民税の申告納付）

第34条の4

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」

という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

- 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2

- 3 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 4 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 6 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

- 10 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 14 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 15 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 17 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 18 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 19 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 20 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 21 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 22 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべ

き申告)

第10条の3

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

三条市都市計画税条例（抜粋）

附 則

（法附則第15条第34項の条例で定める割合）

- 4 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

（法附則第15条第35項の条例で定める割合）

- 5 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

（法附則第15条第42項の条例で定める割合）

- 6 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 8 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
- 10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市

計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 14 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から前項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

専決処分報告について

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和4年三条市条例第10号）を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年5月19日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本市においてもこれに準じ、三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年3月31日

三条市長 滝 沢 亮

三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三条市国民健康保険税条例（平成 17 年三条市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改める。

附則第 6 項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三条市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報第 2 号参考

三条市国民健康保険税条例（抜粋）

（課税額）

第 2 条

2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 63 万円を超える場合には、基礎課税額は、63 万円とする。

3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 19 万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19 万円とする。

（国民健康保険税の減額）

第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には、63 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。

附 則

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限

る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

専決処分報告について

寄附採納に伴う積立金等の執行が急を要するため、令和3年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年5月19日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

令和 3 年度三条市一般会計補正予算

令和 3 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 153,794 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,486,222 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 4 年 3 月 31 日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 財産収入		千円 101,958	千円 200	千円 102,158
	1 財産運用収入	59,049	200	59,249
18 寄附金		1,460,788	153,609	1,614,397
	1 寄附金	1,460,788	153,609	1,614,397
19 繰入金		3,762,333	△15	3,762,318
	2 基金繰入金	3,725,614	△15	3,725,599
歳 入 合 計		58,332,428	153,794	58,486,222

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,399,518	千円 152,794	千円 6,552,312
	1 総務管理費	5,811,559	152,794	5,964,353
3 民生費		16,322,985		16,322,985
	2 児童福祉費	6,786,522		6,786,522
10 教育費		7,099,865	1,000	7,100,865
	1 教育総務費	788,805	1,000	789,805
歳 出 合 計		58,332,428	153,794	58,486,222

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
4 衛生費	2 清掃費	ごみ対策事業	9,196

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
17 財産収入	101,958	200	102,158
18 寄附金	1,460,788	153,609	1,614,397
19 繰入金	3,762,333	△15	3,762,318
歳入合計	58,332,428	153,794	58,486,222

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	6,399,518	152,794	6,552,312
3 民生費	16,322,985		16,322,985
10 教育費	7,099,865	1,000	7,100,865
歳 出 合 計	58,332,428	153,794	58,486,222

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		152,794	
		15	△15
		1,000	
		153,809	△15

2 歳 入

17款 財産収入（補正額 200千円：補正後の額 102,158千円）

1項 財産運用収入（補正額 200千円：補正後の額 59,249千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 利子及び配当金	2,474	200	2,674
計	59,049	200	59,249

節		区 分	金 額	説 明	千円
2	基金運用収入		200	財政調整基金収入	200

18款 寄附金（補正額 153,609千円：補正後の額 1,614,397千円）

1項 寄附金（補正額 153,609千円：補正後の額 1,614,397千円）

1 総務費寄附金	1,400,140	151,594	1,551,734
2 民生費寄附金	123	15	138
3 教育費寄附金	59,525	1,000	60,525
5 土木費寄附金		1,000	1,000
計	1,460,788	153,609	1,614,397

1	総務費寄附金	151,594	ふるさと三条応援寄附金 防犯事業寄附金	151,320 274
1	民生費寄附金	15	児童福祉寄附金	15
1	教育費寄附金	1,000	奨学基金寄附金	1,000
1	土木費寄附金	1,000	公園施設整備寄附金	1,000

19款 繰入金（補正額 △15千円：補正後の額 3,762,318千円）

2項 基金繰入金（補正額 △15千円：補正後の額 3,725,599千円）

1 財政調整基金繰入金	3,330,632	△15	3,330,617
計	3,725,614	△15	3,725,599

1	財政調整基金繰入金	△15	財政調整基金繰入金	△15
---	-----------	-----	-----------	-----

17款 財産収入 18款 寄附金 19款 繰入金

3 歳 出

2 款 総務費（補正額 152,794千円：補正後の額 6,552,312千円）

1 項 総務管理費（補正額 152,794千円：補正後の額 5,964,353千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 財政調整基金費	1,399,179	152,794	1,551,973			152,794 財産収入 200 寄附金 152,594	
計	5,811,559	152,794	5,964,353			152,794	

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	152,794	010 財政調整基金費（財務課）…………… 152,794 24 財政調整基金積立金 152,794

3 款 民生費（補正額 0千円：補正後の額 16,322,985千円）

2 項 児童福祉費（補正額 0千円：補正後の額 6,786,522千円）

2 母子父子福祉費	367,447		367,447			15 寄附金	△15
計	6,786,522		6,786,522			15	△15

		財源更正
--	--	------

10 款 教育費（補正額 1,000千円：補正後の額 7,100,865千円）

1 項 教育総務費（補正額 1,000千円：補正後の額 789,805千円）

2 事務局費	442,492	1,000	443,492			1,000 寄附金 1,000	
計	788,805	1,000	789,805			1,000	

24 積立金	1,000	020 一般経費（教育総務課）…………… 1,000 24 奨学基金積立金 1,000
--------	-------	--